



# 第一編 法令・通知編

## 第二章 関係法令

### 第一節 環境保全対策全般

○環境基本法 (平成五年一月一九日法律九一号)……………五二

○地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成九年三月一三日環境庁告示一〇号)……………六七

○環境影響評価法 (平成九年六月一三日法律八一号)……………七一

○環境影響評価法施行令 (平成九年一月二三日政令三四六号)……………七三

○環境影響評価法施行規則 (平成一〇年六月一二日総理府令三七号)……………七五

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成一〇年六月一二日通商産業省令五四号)……………七七

○廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成一〇年六月一二日厚生省令六一号)……………七九

○公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成一〇年六月一二日農林水産・運輸・建設省令一号)……………八一

○環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項 (平成九年一月二二日環境庁告示八七号)……………八三

○環境影響評価法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項 (平成九年一月二二日環境庁告示八八号)……………八五

○環境影響評価法の経過措置に係る書類であつて作成の根拠が条例又は地方公共団体の行政指導等であるもの (平成一〇年六月一二日環境庁告示二九号)……………八七

○環境影響評価法の経過措置に係る書類であつて作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるもの (平成一〇年六月一二日環境庁告示二八号等)……………八九

○環境影響評価法附則第二条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等で都市計画に係るもの (平成一〇年六月一二日建設省告示一三四七号)……………九一

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(平成二十一年七月二三日法律八六号)……………九三

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

(平成二十二年三月二九日政令二三八号)……………一一一

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

(平成十三年三月三〇日内閣府・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令一号)……………一六一

○ダイオキシン類対策特別措置法

(平成二十一年七月一六日法律一〇五号)……………一三三

○ダイオキシン類対策特別措置法施行令

(平成二十一年二月二七日政令四三三三号)……………一三三

○ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

(平成二十一年二月二七日総理府令六七号)……………一三三の五

○ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について

(平成二十一年二月二七日環境庁告示六八号)……………一三五

○廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法

に関する省令  
(平成二十二年一月一四日厚生省令一号)……………一三七

○廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法

に関する省令  
第一条第二項及び第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法  
(平成二十二年一月一四日厚生省告示三号)……………一三七の三

○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令

(平成二十二年一月一四日総理府・厚生省令二号)……………一三九

○最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法

(平成二十二年一月一四日環境庁・厚生省告示一号)……………二四一

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(平成二十三年六月二二日法律六五号)……………二八一

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

(平成二十三年六月二二日政令二一五号)……………二八三

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

(平成二十三年六月二二日環境省令二三号)……………二八五

○水質汚濁防止法(抄)

(昭和四五年二月二五日法律一三八号)……………三〇一

○水質汚濁防止法施行令(抄)

(昭和四六年六月一七日政令一八八号)……………三〇三

○水質汚濁防止法施行規則

(昭和四六年六月一九日総理府・通商産業省令二号)……………三六一

○排水基準を定める省令

(昭和四六年六月二二日総理府令三五号)……………四五一

○環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

(昭和四九年九月三〇日環境庁告示六四号)……………四九一

・海域の窒素及び磷に係る暫定排水基準について

〔平成一〇年一月二二日衛環九〇号  
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通  
知〕……………五一九

○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

〔平成八年三月二六日環境庁告示一三三号〕……………五五一

○水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法

〔平成元年八月二二日環境庁告示三九九号〕……………六三二

○水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法

〔平成八年九月一九日環境庁告示五五五号〕……………六四一

○化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

〔昭和五四年五月一六日環境庁告示二〇号〕……………六五三

○水質汚濁に係る環境基準について

〔昭和四六年一一月二八日環境庁告示五九九号〕……………七〇一

・水質汚濁防止法等の一部改正に伴う生活排水対策の充実・強化について

〔平成二年八月一日衛環一五八号・衛浄二八号  
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・  
浄化槽対策室長通知〕……………八一七

○湖沼水質保全特別措置法

〔昭和五九年七月二七法律六一号〕……………九〇一

○湖沼水質保全特別措置法施行令

〔昭和六〇年三月二〇日政令三七七号〕……………九五二

○湖沼水質保全特別措置法施行規則

〔昭和六〇年三月二〇日総理府令七号〕……………九九一

○湖沼水質保全基本方針

〔昭和五九年一一月二六日総理府告示三四号〕……………一〇五一

○瀬戸内海環境保全特別措置法

〔昭和四八年一〇月二日法律一一〇号〕……………一一五一

○瀬戸内海環境保全特別措置法施行令

〔昭和四八年一〇月二九日政令三二七号〕……………一二一一

○瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則

〔昭和四八年一〇月二九日総理府令六一号〕……………一二六一

○大気汚染防止法（抄）

〔昭和四三年六月一〇日法律九七号〕……………一三五二

○大気汚染防止法施行令（抄）

〔昭和四三年一一月三〇日政令三二九号〕……………一三五二

○大気汚染防止法施行規則（抄）

〔昭和四六年六月二二日厚生・通商産業省令一  
号〕……………一三五四

○悪臭防止法（昭和四六年六月一日法律九一号）……………一四〇一

○悪臭防止法施行令

〔昭和四七年五月三〇日政令二〇七号〕……………一四一三

○自然環境保全法（抄）

〔昭和四七年六月二二日法律八五号〕……………一四三七

○自然環境保全法施行令（抄）

〔昭和四八年三月三一日政令三八号〕……………一四三七

○自然公園法（抄）

〔昭和三二年六月一日法律一六一号〕……………一四三八

○自然公園法施行令（抄）

〔昭和三二年九月三〇日政令二九八号〕……………一四三八

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(抄)

(昭和四六年六月一〇日法律一〇七号)……………一四三九

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

(昭和四五年一月二二日法律一四二号)……………一四四三

○下水道法 (昭和三三年四月二四日法律七九号)……………一五〇一

○下水道法施行令(抄)

(昭和三四年四月二二日政令一四七号)……………一六〇七

○下水道整備緊急措置法

(昭和四二年六月二二日法律四一号)……………一六一一

○下水道整備七箇年計画

(平成一〇年二月六日官報)……………一六一四

○地域保健法(抄)

(昭和二二年九月五日法律一〇一号)……………一六一七

○地域保健法施行令(抄)

(昭和二三年四月二日政令七七号)……………一六一七

○毒物及び劇物取締法施行令(抄)

(昭和三〇年九月二八日政令二六一号)……………一六一八

○水産資源保護法(抄)

(昭和二六年一月二七日法律三一三号)……………一六一八

○建築基準法(抄)

(昭和二五年五月二四日法律二〇一号)……………一七〇一

○建築基準法施行令(抄)

(昭和二五年一月一六日政令三三八号)……………一七〇七

○尿<sup>し</sup>尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件

(昭和五五年七月一四日建設省告示一二九二号)……………一七五一

○計量法(抄)

(平成四年五月二〇日法律五一号)……………一八五一

○〔旧〕計量法(抄)

(昭和二六年六月七日法律二〇七号)……………一九三五

○都市計画法(抄)

(昭和四三年六月一五日法律一〇〇号)……………一九八一

○都市計画法施行令(抄)

(昭和四四年六月一三日政令一五八号)……………一九八二

○土地収用法(抄)

(昭和二六年六月九日法律二一九号)……………一九八五

○河川法(抄)

(昭和三九年七月一〇日法律一六七号)……………一九九〇

○公有水面埋立法

(大正一〇年四月九日法律五七号)……………二〇五一

○港湾法(抄)

(昭和二五年五月三一日法律二一八号)……………二〇七七

○港湾整備緊急措置法

(昭和三六年三月三一日法律二四号)……………二一一一

○港湾整備七箇年計画について

(平成八年二月一三日閣議決定)……………二一一五

○港則法(抄)

(昭和二三年七月一五日法律一七四号)……………二二一八

○鉱山保安法(抄)

(昭和二四年五月一六日法律七〇号)……………二二五一

○産炭地域振興臨時措置法施行令(抄)

(昭和三七年二月二六日政令三五号)……………二二五五

第二節 海洋汚染・海上災害防止

- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
(昭和四五年二月二五法律一三六号)……………二五〇一
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行令 (昭和四六年六月二二日政令二〇一号)……………二七二一
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行規則  
(昭和四六年六月二三日運輸省令三八号)……………二九〇一
- 有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令  
(昭和六二年二月一四日総理府令三号)……………三五〇一
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令  
(昭和六二年二月一四日総理府令五号)……………三五〇二
- 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令  
(昭和六二年二月一四日総理府令一号)……………三五〇三
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行令第五条第一項第一号の規定に基づき指定水底土砂に係る水域を指定  
(昭和四八年二月二六日環境庁告示一八号)……………三五〇八
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行令の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物  
(昭和五二年八月二六日環境庁告示三六号)……………三五〇九

- 余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令  
(昭和五二年八月二六日総理府令三八号)……………三五五一
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令  
(昭和四八年二月一七日総理府令六号)……………三五五三
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法  
(昭和四八年二月一七日環境庁告示一四号)……………三六〇一
- 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるもの水質の基準を定める省令  
(昭和四七年八月五日運輸省令五〇号)……………三六五一
- 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるもの水質の基準を定める省令第二項の運輸大臣が定める方法  
(昭和四九年二月二一日運輸省告示五八三号)……………三六五三
- 特定水底土砂及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第五号に掲げる水底土砂の固型化に関する基準を定める告示  
(昭和五二年八月二六日運輸省告示四一九号)……………三六五四
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行令第十二条の環境大臣が指定する廃棄物  
(平成六年二月一八日環境庁告示二二号)……………三六五五



・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 施行令の一部改正等について	昭和二五年九月二二日環水企一八四 号・官安一九八号 環境庁水質保全局長・運輸省大臣官 房審議官通知	……………三八八〇
・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 の一部を改正する法律等の施行について	昭和二五年一月一〇日環水企二八八 号・官環一三四号 環境庁水質保全局長・運輸省大臣官 房審議官通知	……………三八八四
・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 の一部を改正する法律等の施行に係る留意 事項について	昭和二五年一月一〇日環水企二八九号 環境庁水質保全局長通知	……………三八九二
○廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の 防止に関する条約	(昭和二五年一月二五日条約三五号)	……………四〇〇一
○当事国等	(昭和二五年一〇月二五日外務省告示三八三号 等)	……………四〇五一

### 第三節 費用負担

#### ○環境事業団法

（昭和四〇年六月一日法律九五号）……………四五〇一

#### ○環境事業団法施行令

（昭和四〇年一〇月一日政令三二八号）……………四五三七

#### ○公害防止事業費事業者負担法（抄）

（昭和四五年一月二五日法律一三三三号）……………四五四八

#### ○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（抄）

（昭和四六年五月二六日法律七〇号）……………四五六一

